

株 主 各 位

熊本県山鹿市鍋田178番地1
株式会社LibWork
代表取締役社長 瀬口 力

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、未だ感染拡大の懸念は継続している状況を鑑み、改めて、新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますよう、強く推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年9月24日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月25日（金曜日）午後1時30分
2. 場 所 熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地
ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ2階 平安の間
本年は、感染拡大防止のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
3. 目的事項
報告事項 第23期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.libwork.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年9月25日（金曜日）午後1時30分

株主総会にご出席でない場合



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2020年9月24日（木曜日）午後6時30分到着分まで



▶ インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2020年9月24日（木曜日）午後6時30分入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限 2020年9月24日（木曜日）午後6時30分入力分まで

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.e-sokai.jp>

スマートフォンによる議決権行使「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

(受付時間 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付)

ご注意事項

- ※ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が継続しました。しかしながら、2020年1月下旬以降に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動が抑制されることで景気が急速に悪化し、極めて先行きが厳しい状況となりました。

住宅業界におきましても、消費増税後の冷え込みから緩やかな回復傾向となっておりますが、2020年4月の政府による緊急事態宣言を発令後、先行き不透明な状況となりました。これにより、新設住宅建設着工数は弱含みで推移しております。国土交通省発表の2019年7月から2020年6月までの新設着工数（全国の持家）では、269,043戸（前年比8.7%減）となりました。同様に当社の主要販売エリアとなる九州地方については、30,282戸（前年比11.8%減）となりました。

当社はこのような環境の中、販売エリアの拡大を進め、大分県大分市と熊本市南区の総合展示場2か所に新規出店を行いました。また独自のWebマーケティングを強化し、施工事例から理想の住まいを検索できる「e注文住宅net」、平屋に最適な土地とプランを検索できる「e平屋net」、お客様と建築家をマッチングできる「e建築士net」をあらたに構築し、戸建プラットフォームを目指すべく、積極的なIT投資と多方面からの集客獲得をおこないました。また九州最大級の来館者を有する大型ショッピングモールである「イオンモール福岡」の1階に実物大のモデルハウスを新規開設し、福岡県への本格的な出店を果たしました。同時に「VISION 2030」のロードマップに基づき、ライフスタイルの提案強化として、株式会社アダストリアが展開する「niko and ... (ニコアンド)」とコラボレーションした戸建て新商品「ink (インク)」を開発し、販売を開始しました。加えて、サブスクリプションの収益モデルとして企画した「AIを活用した全国の工務店支援サービス」が、経済産業省中小企業庁より新連携支援事業に採択され、2021年6月期以降の新しい収益となるべく、本格的な開発に着手しました。このように受注拡大を進めておりましたが、2020年4月以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響から外出自粛が強まり、着工の遅延や金融機関との住宅ローン融資手続きの幹旋や不動産登記業務などの事業活動自体が大きく制限され、お引渡しの延期が発生することとなりました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高は6,036,233千円（前期比8.5%減）、営業利益144,545千円（前期比72.9%減）、経常利益195,806千円（前期比65.9%減）、当期純利益137,171千円（前期比64.9%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第22期 (2019年6月期)		第23期 (2020年6月期)		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
建築請負事業	5,573,598	84.5	5,045,091	83.6	△528,506	△9.5
不動産販売事業	862,181	13.1	844,044	14.0	△18,137	△2.1
その他	161,443	2.4	147,097	2.4	△14,346	△8.9
合計	6,597,223	100.0	6,036,233	100.0	△560,990	△8.5

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は339,818千円（土地、無形固定資産を含む）であり、その主なものは、大分・浜線総合展示場建物、山鹿市大宮通アパート改修工事、sketch福岡かすや店の新設、山鹿市事業用土地の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において新株予約権の権利行使により総額5,743千円を調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2017年6月期)	第21期 (2018年6月期)	第22期 (2019年6月期)	第23期 (当事業年度) (2020年6月期)
売上高(千円)	3,765,106	5,104,871	6,597,223	6,036,233
経常利益(千円)	215,936	371,333	573,754	195,806
当期純利益(千円)	147,766	254,866	391,248	137,171
1株当たり当期純利益(円)	33.54	50.43	77.22	25.87
総資産(千円)	2,377,725	2,872,793	3,475,130	3,143,616
純資産(千円)	1,255,663	1,466,307	1,961,248	1,795,008
1株当たり純資産額(円)	248.45	290.13	363.26	342.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2018年1月1日付及び2020年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、タクエーホーム株式会社の発行済株式の全部を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。また、2020年7月1日付けで株式を取得したことにより子会社化いたしました。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、新設着工数は弱含みで推移しております。国土交通省発表の2019年7月から2020年6月までの新設着工数（全国の持家）では、269,043戸（前年比8.7%減）となりました。同様に当社の主要販売エリアとなる九州地方については、30,282戸（前年比11.8%減）となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響、中長期的な観点からの少子高齢化による世帯数の減少や品質向上による住宅の長寿命化、多様化するライフスタイルを反映した住宅取得意識の変化などにより、新設着工戸数は緩やかな減少傾向が継続することが予想され、企業間の競争は一段と激化すると思われま。

このような事業環境のもと、市場環境の変化や多様化するお客様のニーズにいち早く対応し、より満足いただける戸建住宅事業を推進するために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症に対しては、当社内の対応方針を定め従業員の健康と安全の確保を最優先とします。また、お客様への対応についても、リモート商談の推進・モデルハウスの事前予約制などの感染予防策を講じ、感染防止に努めてまいります。

また新型コロナウイルス感染拡大に伴う人々のライフスタイルの変化に対して、デジタルシフトを急速に進め、迅速かつ適切にニーズに対応してまいります。

② デジタルマーケティングの強化

いわゆるアフターコロナにおけるライフスタイルの変化に対応すべく、デジタル分野への投資を積極的に進めてまいります。デジタル集客の多様化を進めるべく、特にyoutubeチャンネルの育成・投資を推進し、一戸建て・新築・平屋・注文住宅等のカテゴリーでのトップチャンネルを目指してまいります。

③ 収益の安定化・多様化への取組

当社は戸建住宅事業を行っておりますが、今後は同事業で培ったCG技術・VR技術を生かし全国の工務店向けサブスクリプション型支援サービスを行ってまいります。これにより収益の安定化・多様化を目指します。

④ 大工職人や協力施工業者の減少への対応

大工職人や協力施工業者の数は年々減少しており、今後不足することが予想されます。そこで当社では施工能力の向上を図るため各業種の自社内製化を進めてまいります。

⑤ 少子高齢化による市場縮小への対応

国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の世帯数の将来推計」によると、少子高齢化により国内の世帯数は2019年をピークに減少に転じると予想されており、人口・世帯数の減少が今後の住宅着工戸数に大きな影響を与えると考えられます。

このように住宅需要の減少が予測されるなか、当社はさらなる企業成長を図るため、九州エリアから全国エリアへ営業地域の拡大に努めてまいります。また、顧客層の拡大を図るため、ショッピングモール向けブランド「sketch」を今後展開してまいります。

⑥ 人材の確保と育成

上記の課題を克服するために優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

今後、研修・育成の充実に取り組み、組織を構成する一人ひとりの業務に対するレベルアップを図るとともに、当社の経営理念及び役職員の行動規範を理解した責任ある人材の育成を行います

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社の事業は、建築基準法をはじめ、建設業法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築士法、宅地建物取引業法、個人情報保護法、労働安全衛生法、消費者契約法、景品表示法など様々な法律・法令に関わっております。当社はこれらの法令を遵守し、法的責務を全うするため、社内規程・マニュアルの整備を適宜行うとともに、従業員の研修・勉強会等を通じて意識の向上に努めるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

当社は、e土地netやe注文住宅netなどのプラットフォームを運営しWebマーケティングを活用した、戸建住宅事業及び不動産販売事業を行っております。Webで効率的に集客することで集客コストを下げることによってコストパフォーマンスの高い家を提供しております。

(8) 主要な営業所 (2020年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 店	熊本県山鹿市鍋田178番地 1
サクラマチオフィス	熊本県熊本市中央区桜町 3 番10 サクラマチヒルズ5階
合志店	熊本県合志市竹迫字桜山2288番
佐賀店	佐賀県佐賀市兵庫北 3 丁目10番24号ルピナス103号
八代店	熊本県八代市上片町1675番地 1
熊本南店	熊本県熊本市南区野田 3 丁目12番 6 号
荒尾店	熊本県荒尾市本井手1552番
浜線店	熊本県熊本市南区田井島1-13-10
大分店	大分県大分市大字勢家春日浦843-48
sketch福岡かすや店	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

(9) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184(22)名	49名増(7名増)	31.6歳	3.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
熊本第一信用金庫	80,000
株式会社三井住友銀行	59,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2020年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,420,510株
- (3) 株主数 2,296名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C S ホールディングス	2,021,510株	38.3%
瀬 口 力	680,000	12.9
瀬 口 悦 子	671,200	12.7
L i b W o r k 従業員持株会	184,600	3.5
瀬 口 瑞 恵	160,000	3.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	155,800	2.9
井 手 尾 環	96,800	1.8
藤 樫 勇 気	60,900	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	47,800	0.9
酒 卷 英 雄	42,000	0.8

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。当社は、自己株式を136,070株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (現 株式会社日本カストディ銀行) は、当社従業員の当社業績や当社株式価値への意識を高めることにより業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入したことによるものであります。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬 口 力	
常 務 取 締 役	瀬 口 悦 子	営業部長
取 締 役	櫻 井 昭 生	管理部長
取 締 役	大 山 重 敬	建築部管掌
取 締 役	松 村 伸 也	K&Pパートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 村 信 男	西村信男税理士事務所長
取 締 役	前 田 隆	株式会社トライアンド代表取締役 株式会社ボルコロン監査役 L I E N株式会社 (現 株式会社ボディコープ) 取締役 五洋食品産業株式会社取締役 株式会社フロンティア取締役 株式会社アクアネット広島取締役 株式会社エムビーエス取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	林 田 貴 文	
監 査 役	古 田 哲 朗	弁護士法人ふるた法律事務所代表弁護士
監 査 役	永 野 隆	永野公認会計士事務所長

- (注) 1. 取締役松村伸也氏、取締役西村信男氏及び取締役前田隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役は、全員社外監査役であります。
3. 監査役古田哲朗氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役永野隆氏は、公認会計士として、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、取締役松村伸也氏、取締役西村信男氏及び取締役前田隆氏並びに監査役全員を東京証券取引所並びに福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	107,767千円 (4,200)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,625 (11,625)
合計 (うち社外役員)	10名 (6名)	119,392 (15,825)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、各取締役の報酬は、代表取締役社長に一任のうえ決定しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年1月9日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、各監査役の報酬は、監査役の協議で決定しております。
4. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額3,367千円（取締役7名に対し3,367千円（うち社外取締役3名に対し0円）、監査役3名に対して225千円（うち社外監査役3名に対し225千円））。

ロ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役松村伸也氏は、K & P パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役西村信男氏は、西村信男税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役前田隆氏は、株式会社トライアンドの代表取締役、株式会社ポルコロツン監査役、L I E N株式会社（現 株式会社ボディコープ）取締役、五洋食品産業株式会社取締役、株式会社フロンティア取締役、株式会社アクアネット広島取締役及び株式会社エムビーエス取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役古田哲朗氏は、弁護士法人ふるた法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役永野隆氏は、永野公認会計士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	松村伸也	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、投資会社の代表取締役としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	西村信男	当事業年度に開催された取締役会21回中17回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	前田隆	当事業年度に開催された取締役会21回中20回出席し、上場制度に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	林田貴文	当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について適切な発言を行うとともに、常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を実施しております。
監査役	古田哲朗	当事業年度に開催された取締役会21回中18回、監査役会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永野隆	当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるタクエーホーム株式会社の全株式取得に関する財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等を評価し、職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業統治

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は取締役会の決定した職務に基づき、法令、定款、取締役会決議その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査法人与連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査します。
- ④ 当社子会社取締役は、株主総会の決議した職務に基づき、法令、定款、株主総会決議その他の社内規程に従い、子会社の業務を執行します。

(2) コンプライアンス

当社は、「Lib Workグループ行動規範」を制定し、Lib Workグループ各社の役職員はこれを遵守します。また、コンプライアンスに関する教育・研修を実施するほか、Lib Workグループを横断的に包括する内部通報制度を整備してコンプライアンス体制の充実に努めます。当社のコンプライアンス統括部門は、Lib Workグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有します。又、Lib Workグループ各社と連携してLib Workグループ全体のコンプライアンスを確保する体制を構築します。

(3) 財務報告の信頼性確保

当社は、「Lib Workグループ経理方針」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守して、Lib Workグループ全体の財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に図ります。

また、当社の社内規則によりLib Workグループ各社の財務状況について、当社への報告を義務付けております。

(4) 内部監査

内部監査は、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等について定期的実施し、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部門の長に報告します。また、内部監査は、これにより判明した指摘事項の改善状況について、継続して実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理について、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに

に「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

また、情報の閲覧については、Lib Workグループ各社の取締役または監査役がいつでも当該会社の情報を閲覧することができる体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、信用リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクを未然に防止するため、「Lib Workグループ職務権限規程」を定め、Lib Workグループ各社が事前に当社の経営層の承認を要する事項及びLib Workグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化し周知徹底します。またそれらが当社取締役会に適時・適切に連絡・報告する体制を整備します。

また、リスク管理規程を整備し、不測の事態に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会、経営会議

① 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月開催し、重要事項及び法定事項について意思決定を行うとともに、各取締役からその業務執行に関する報告を3ヶ月に1回以上受けることで、各取締役の職務執行状況を監督します。

② 代表取締役社長の経営統制のための協議機関として当社は経営会議を設置し、経営方針、その他経営に関する重要事項について協議するとともに、経営情報を可能な限り共有し、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図ります。

(2) 担当役員制

① 当社は、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、取締役会の決定により、部門ごとに担当役員を定めます。

② 各担当役員の権限と責任は、取締役会で決定するもののほか、職務権限規程及び業務分掌規程により明確にし、効率的かつ透明性の高い職務の執行に努めます。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとし、自己の担当事業領域に関する業務目標・業務改善の達成を通じて企業価値の創出・向上に努めます。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して、自らと指揮命令関係にない他の担当役員の担当事業領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議の上、当社にとって客観的に最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて代表取締役社長の決定を仰ぐシステムを講じます。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

Lib Workグループ各社のうち監査役設置会社の監査役（以下「監査役」という。）は、当該使用人（以下「使用人」という。）に監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補助します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役求めに応じた使用人の設置

監査役が取締役から独立した監査役職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じます。

(2) 当該使用人の取締役からの独立

監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 会議体への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧します。

(2) 取締役の報告義務

取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとします。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができます。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反その他不正行為に関する事実

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に係る事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないこと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 意見聴取の実施

監査役は、監査法人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、代表取締役社長、取締役及び重要な使用人から業務執行の状況に関する意見聴取を実施します。

(2) 内部監査の機能を有する部門と監査役との連携

内部監査の機能を有する部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用します。

VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況（2019年7月1日から2020年6月30日まで）

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を21回開催したほか、代表取締役社長の経営統制のための協議機関である経営会議を12回開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。
2. 監査役、監査法人及び内部監査責任者は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

VIII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当を行う場合、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、配当性向20%程度を一定の目安とし、その他手元資金、外部環境等を勘案し1株当たりの年間配当額を決定しております。当事業年度については、Webマーケティングによる集客強化や、新たな総合展示場への出展等のエリア拡大により、受注数の増加を進めておりましたが、後半は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出自粛が強まり、着工物件の遅延や金融機関との住宅ローン融資手続きなどの事業活動自体が大きく制限された結果、期初に公表しておりました業績予想を下回る結果となりました。なお、今回の業績は一時的なものと考えており、株主への安定的な利益還元を重視し、配当予想については修正しないことといたしました。第1四半期末配当として1株当たり9円、第2四半期末配当として1株当たり9円、第3四半期末配当として1株当たり4円50銭となり、第4四半期末配当として1株当たり4円50銭を予定しております。この結果、当事業年度の配当性向は、69.6%となる予定です。

自己株式の取得、資本準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況

等を勘案の上、資本効率の向上を目指し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日、12月31日、3月31日、6月30日を基準日として、四半期配当をすることができる」旨、定款に定めております。

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,452,022	流動負債	977,926
現金及び預入金	803,222	工短期未払入金	272,631
完成工事未収入金	10,122	短期借入金	59,000
売掛金	1,064	リース負債	959
未成工事支出金	276,831	未払金	153,338
販売用不動産	834,096	未払費用	72,138
仕掛販売用不動産	315,241	未払消費税	4,886
原材料及び貯蔵品	4,767	未払法人税等	7,598
前払渡り金	44,588	前払工事受入金	317,647
前払戻し	40,212	前払受取金	26,879
未収の法人税等	43,494	前払引当金	46,146
その他	78,380	前払引当金	4,478
固定資産	691,594	株主優待引当金	8,365
有形固定資産	483,439	資産除去債	1,500
建物	275,283	その他	2,355
構築物	11,315	固定負債	370,682
車両運搬具	690	社長期借入金	100,000
工具器具備品	24,054	リース負債	80,000
土地	125,562	退職給付引当金	4,955
建物	5,476	退職給付引当金	2,486
無形固定資産	41,057	完工事補償引当金	90,051
ソフトウェア	16,213	株式給付引当金	45,103
その他	14,130	資産除去債	9,429
投資その他の資産	2,082	その他	19,662
投資関係	2,000	負債合計	1,348,608
出資関係	10,000	(純資産の部)	
長期前払費用	100	株主資本	1,795,008
繰上税引当金	25,000	資本剰余金	346,373
繰上税引当金	41,322	資本剰余金	229,123
繰上税引当金	50,860	資本剰余金	229,123
繰上税引当金	63,158	利益剰余金	1,436,404
繰上税引当金	△500	利益剰余金	30,000
		繰上税引当金	1,406,404
		繰上税引当金	1,406,404
		繰上税引当金	△216,893
資産合計	3,143,616	純資産合計	1,795,008
		負債及び純資産合計	3,143,616

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年7月1日 至2020年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完成工事高	5,045,091	
不動産売上高	844,044	
その他の売上高	147,097	6,036,233
売 上 原 価		
完成工事原価	3,650,688	
不動産売上原価	813,880	
その他の売上原価	5,695	4,470,264
売 上 総 利 益		1,565,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,421,424
営 業 外 利 益		144,545
受取利息	41	
受取配当金	2	
受取手数料	38,821	
受取保険金	5,582	
その他の	9,291	53,739
営 業 外 費 用		
支払利息	1,037	
社債利息	161	
自己株式取得費用	999	
その他の	279	2,478
経 常 利 益		195,806
特 別 損 失		
固定資産除却損	590	590
税 引 前 当 期 純 利 益		195,215
法人税、住民税及び事業税	64,997	
法人税等調整額	△6,953	58,044
当 期 純 利 益		137,171

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2019年7月1日 至2020年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	343,502	226,252	226,252	30,000	1,361,494	1,391,494
事業年度中の 変動額						
新株の発行	2,871	2,871	2,871			
剰余金の配当					△92,261	△92,261
自己株式の取得						
当期純利益					137,171	137,171
事業年度中の 変動額合計	2,871	2,871	2,871	—	44,909	44,909
当期末残高	346,373	229,123	229,123	30,000	1,406,404	1,436,404

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	—	1,961,248	1,961,248
事業年度中の 変動額			
新株の発行		5,743	5,743
剰余金の配当		△92,261	△92,261
自己株式の取得	△216,893	△216,893	△216,893
当期純利益		137,171	137,171
事業年度中の 変動額合計	△216,893	△166,240	△166,240
当期末残高	△216,893	1,795,008	1,795,008

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 原材料及び貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具器具備品	3年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降における発生見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給総額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取保険金」は 2,345千円であります。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「助成金収入」は5,114千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 宅地建物取引業法に定める手付金等の保全措置として西日本住宅産業信用保証株式会社に対して保証基金に充てるため、以下の資産を担保に供しております。

定期預金	50,000千円
------	----------

② 短期借入金59,000千円に対し、以下の資産を担保に供しております。

販売用不動産	45,538千円
--------	----------

仕掛販売用不動産	15,175千円
----------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	191,044千円
--------------------	-----------

(3) 保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)

住宅ローン利用者に対する保証	167,895千円
----------------	-----------

計	167,895千円
---	-----------

(追加情報)

資産の保有目的の変更

当期完成または建築途中の固定資産の一部(「建物」54,262千円、「構築物」5,846千円、「工具器具備品」816千円、「土地」35,958千円、「建設仮勘定」55,149千円)について、保有目的の変更に伴い、販売用不動産および仕掛販売用不動産へ振り替えております。

また、販売用不動産として保有していた「土地」4,847千円について、保有目的の変更に伴い、固定資産へ振り替えております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,420,510株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 178,870株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	20,246千円	7.5円	2019年 6月30日	2019年 9月27日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	24,005千円	9.0円	2019年 9月30日	2019年 12月9日
2020年2月13日 取締役会	普通株式	24,004千円	9.0円	2019年 12月31日	2020年 3月10日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	24,004千円	4.5円	2020年 3月31日	2020年 6月9日

※当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。「1株当たり配当額」につきましては、基準日が2019年12月31日以前のもの、当該株式分割前の配当額の金額を記載し、基準日が2020年1月1日以降のもの、当該株式分割後の配当額の金額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年8月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,779千円	4.5円	2020年 6月30日	2020年 9月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	679千円
棚卸資産評価減	11,071千円
未払賞与	13,812千円
資産除去債務	4,618千円
完成工事補償引当金	13,738千円
退職給付引当金	757千円
役員退職慰労引当金	27,429千円
その他	15,551千円
繰延税金資産小計	87,655千円
評価性引当額	△31,416千円
繰延税金資産合計	56,239千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,379千円
繰延税金負債小計	5,379千円
繰延税金資産純額	50,860千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
住民税均等割	1.1%
寄附金の損金不算入額	0.3%
所得拡大促進税制による税額控除	△5.7%
評価性引当額の増減	1.5%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.7%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び通信事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

営業取引に係る運転資金や設備投資の資金については、原則として自己資本を充当しておりますが、多額の資金を要する投資等については銀行借入や社債発行により資金を調達する方針であります。余資は今後の事業投資に備え、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これに対しては、当社の与信管理方針に沿ってリスク低減を図り、定期的なモニタリングを実施しております。また、関係会社に対して貸付けを行っております。

営業債務である工事未払金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金、社債及び長期借入金は、運転資金の確保を目的としております。資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に対しては、当社の管理部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	803,222	803,222	—
(2) 完成工事未収入金	10,122	10,122	—
(3) 売 掛 金	1,064	1,064	—
(4) 未収還付法人税等	43,494	43,494	—
(5) 関係会社長期貸付金	25,000	24,956	(44)
(6) 工事未払金	(272,631)	(272,631)	—
(7) 短期借入金	(59,000)	(59,000)	—
(8) 未 払 金	(153,338)	(153,338)	—
(9) 未払法人税等	(7,598)	(7,598)	—
(10) 社 債	(100,000)	(100,124)	(124)
(11) 長期借入金	(80,000)	(79,404)	596

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 関係会社長期貸付金
時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) 工事未払金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 社債
時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。
- (11) 長期借入金
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額 (2020年6月30日)
投資有価証券 非上場株式 関係会社株式 非上場株式	2,000 10,000

※上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または 氏名	議決権 等の所 有割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額(千 円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	瀬口力	12.9%	当社代表取締役	債務 被保証	80,000	—	—

※当社の借入金の一部は、当社代表取締役個人が保証を行っております。なお、当社はこれに伴う手数料の支払は行っておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 342円45銭
- (2) 1株当たり当期純利益 25円87銭

※当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2020年5月11日開催の取締役会における決議に基づき、2020年7月1日付でタクエーホーム株式会社の全株式の取得を完了し、子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	: タクエーホーム株式会社
事業の内容	: 宅地分譲及び分譲住宅販売等

②企業結合を行った主な理由

当社は、「WEBマーケティングをコアコンピタンスとする住宅テック企業」として、「暮らしを変える、世界を変える、未来をつくる。」というスローガンのもと、「世界の一人一人に価値ある暮らしを提供する」というミッション実現に向け、全社一丸となって取り組んでおります。当社は、2020年1月6日に公表しております「VISION 2030」のロードマップに基づき、現在営業エリア拡大を進めております。そのなかで関東圏への進出は、全国展開を目指す当社にとって重要な位置づけを意味し、それをどのような形で実現するか検討を重ねてまいりました。このたび、タクエーホーム株式会社が当社グループに合流することで、当社グループは関東圏への営業エリア拡大を進めてまいります。

タクエーホーム株式会社は、神奈川県横浜市に本店を置き、神奈川県を中心に戸建て建売販売事業を主力事業とする不動産会社であります。設立以来、年々着実に実績を伸ばし、地域の戸建て建売ニーズに応じてきました。当社は、同社が、関東圏である神奈川県での戸建て事業のニーズを把握していること、また土地仕入れの目利き力に優れており、不動産の仕入れから販売までの回転率が高いことを評価しております。

また、同社も当社グループに合流することで、当社の強みであるWEBマーケティング力、営業力及び採用力を補完することができ、事業基盤が強化されると考えるに至り、当社グループへの合流について、合意に至ったものであります。当社グループとしても、同社協力業者会の協力を得ながら施工体制を強化しつつ、規模のメリットを活かし、グループ全体の原価コスト削減が可能になると考えております。

③企業結合日

2020年7月1日（現金を対価とする株式取得日）

2020年8月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	350百万円
取得原価		350百万円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 43百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(重要な資金の借入)

当社は、2020年6月19日開催の取締役会における決議に基づき、2020年7月1日に以下の資金借入を実行いたしました。

(1) 資金借入の概要

タクエーホーム株式会社の全株式取得及び同社への運転資金の貸付を目的として借入を行うものであります。

(2) 借入の内容

(1) 借入先	株式会社肥後銀行
(2) 借入金額、借入期間、金利	700百万円 短期 500百万円 11ヶ月固定金利 長期 200百万円 10年 固定金利(5年)
(3) 借入実行日	2020年7月1日
(4) 担保提供資産の有無	無

12. その他の注記

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出自粛が強まり、当事業年度においては着工の遅延や引渡しの延期が発生いたしました。依然として今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難ですが、2021年6月期中はこのような状況が一定程度は続くと思定し、2022年6月期より新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に戻るとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

(2) 従業員向け株式交付信託

当社は、2019年8月9日開催の取締役会において、当社従業員を対象とした、インセンティブ・プランの導入を決議いたしました。

①取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、本信託を通じて当社の普通株式の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、従業員交付規程に従い従業員の役職や勤続年数に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該株式の帳簿価額及び株式数は、47,727千円及び42,800株であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月17日

株式会社Lib Work

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉川 秀嗣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大神 匡 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Lib Workの2019年7月1日から2020年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2020年7月1日付でタクエーホーム株式会社の全株式の取得が完了し、子会社としている。

重要な後発事象に関する注記（重要な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、タクエーホーム株式会社の全株式取得及び同社への運転資金の貸付を目的として借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月24日

株式会社Lib Work 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 林 田 貴 文 ⑩

監査役
(社外監査役) 古 田 哲 朗 ⑩

監査役
(社外監査役) 永 野 隆 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

現行定款第2条（目的）の変更

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業内容を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

現行定款第17条（員数）の変更

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第17条（員数）に定める取締役員数の上限を1名増員し、7名から8名に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事の請負並びに企画、設計及び監理 2. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 3. 不動産の投資及び再生事業 4. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営 5. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 6. 企業及びベンチャービジネスへの投資 7. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業 8. 土木工事業 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 広告代理店業 10. 火災保険代理店業 11. 損害保険代理店業 12. 生命保険代理店業 13. 介護保険法に基づく各種事業 14. 老人ホーム、通所介護（デイサービス）施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護（ショートステイ）施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営 15. ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業 16. 老人用住宅の賃貸及び管理運営 17. 食事の配送及び家事の援助 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事の請負並びに企画、設計及び監理 2. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 3. 不動産の投資及び再生事業 4. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営 5. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 6. 企業及びベンチャービジネスへの投資 7. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業 8. 土木工事業 9. 建築の設計図面販売 10. 広告代理店業 11. 火災保険代理店業 12. 損害保険代理店業 13. 生命保険代理店業 14. 介護保険法に基づく各種事業 15. 老人ホーム、通所介護（デイサービス）施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護（ショートステイ）施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営 16. ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業 17. 老人用住宅の賃貸及び管理運営 18. 食事の配送及び家事の援助

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営陣強化のため取締役1名を増員いたしたいため、第1号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、合計で取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	せ ぐち ちから 瀬 口 力 (1973年12月14日)	1997年8月 当社入社 当社取締役 1999年2月 当社代表取締役社長（現任）	680,000株
2	せ ぐち えつ こ 瀬 口 悦 子 (1953年12月2日)	1997年8月 当社常務取締役（現任） 営業部長（現任） 2014年9月 建築部管掌	671,200株
3	さくら い あき お 櫻 井 昭 生 (1952年2月21日)	1976年4月 ソニー株式会社入社 2004年4月 同社IT関連事業所常勤監査役 2006年12月 同社海外デバイス製造事業所 取締役 2008年12月 同社国内デバイス製造事業所 内部監査部長 2013年5月 当社常勤社外監査役 2018年9月 当社取締役管理部長（現任）	一株
4	おお やま しげ たか 大 山 重 敬 (1956年9月22日)	1997年8月 当社入社 当社建築部長 2017年9月 取締役建築部長 2018年4月 取締役建築部管掌（現任）	8,800株
5	まつ むら しん や 松 村 伸 也 (1978年4月28日)	2001年4月 日本アジア投資株式会社入社 2009年10月 同社企業開発チームゼネラルマネ ージャー 2013年5月 K&Pパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	にし むら のぶ お 西 村 信 男 (1973年6月22日)	2000年4月 岩本俊雄税理士事務所入所 2005年7月 西村信男税理士事務所長（現任） 2015年1月 当社社外取締役（現任）	24,000株
7	まえ だ たかし 前 田 隆 (1972年5月19日)	1996年7月 伊藤博税理士事務所（現 伊藤隆 啓税理士事務所）入所 2000年4月 株式会社ディー・ブレイン九州 （現株式会社グロースアシスト） 入社 2001年6月 同社取締役コンサルティング部長 2009年8月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社ボルコロッソ監査役（現 任） 2012年8月 株式会社エムビーエス監査役 2014年6月 L I E N株式会社（現 株式会社 ボディコープ）取締役（現任） 2014年9月 株式会社トライアンド設立 代表取締役（現任） 2015年5月 五洋食品産業株式会社取締役（現 任） 2016年2月 株式会社フロンティア取締役（現 任） 2016年6月 株式会社アクアネット広島取締役 （現任） 2016年8月 株式会社エムビーエス取締役（監 査等委員）（現任） 2017年9月 当社社外取締役（現任）	一株
8	※ すぎやま ひろし 杉山 浩司 (1979年9月26日)	2002年4月 日本銀行入行 2006年11月 Davis Polk & Wardwell入所 2016年5月 アマゾンジャパン合同会社入社 2020年9月 スターティアホールディングス株 式会社 執行役員（現任）	一株

- (注) 1. 瀬口力氏及び瀬口悦子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 瀬口悦子氏は、瀬口力氏の実母です。
3. ※杉山浩司氏は、新任の取締役候補者であります。
4. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏及び杉山浩司氏は、社外取締役候補者であります。

6. (1) 松村伸也氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
投資会社のベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験を有しており、経営管理体制の適合性等について専門的な立場で意見・監督する観点から適任であると考え社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 西村信男氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機微を有していることから適任であると考え社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 前田隆氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
長年経営コンサルタントとして活躍され、会社経営に関する豊富な見識と経験を有しており、独立した立場から取締役等の業務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 杉山浩司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
会社経営に直接関与された経験はありませんが、ニューヨーク州登録の弁護士として活躍され、その後グローバルに事業を展開する外資系IT企業において、その重要な事業部門の法務責任者に就任されております。これまでの経験から、企業法務に関するリスク管理についての幅広い見識と豊富な経験並びにグローバル企業における経営方針や事業仕組化に関する知見を有していることから適任と考え社外取締役選任をお願いするものであります。
7. 松村伸也氏、西村信男氏及び前田隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ7年4ヶ月、5年9ヶ月、3年となります。
 8. 当社は、松村伸也氏、西村信男氏及び前田隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、本総会において杉山浩司氏が選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、杉山浩司氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
 9. 当社は、松村伸也氏、西村信男氏及び前田隆氏を東京証券取引所並びに福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、本総会において杉山浩司氏が選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所並びに福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当契約について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ 2階 平安の間
熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地 [TEL 096-354-2111]



- 交 通 バスをご利用の場合…「祇園橋」下車、徒歩約2分
- ・ JR熊本駅白川口(東口)より、熊本交通センター方面行バス乗車 約3分
 - ・ 熊本交通センターより、熊本駅方面行バス乗車 約6分
- 熊本市電をご利用の場合…「祇園橋」下車、徒歩約2分
- 熊本空港よりお越しの場合…空港リムジンバスで約50分、「ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ」下車

▶お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

